平成２１年（フ）第１３５号
茨城県守谷市本町3419番地アークエステート守谷Ｂ105
債務者　初見　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
大阪市旭区高殿５丁目２番８―405号
債務者　川西　伸枝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４２７号
大阪府枚方市長尾峠町26番13号
債務者　山下すなお（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８３９号
大阪府高槻市山手町１丁目８番５号
債務者　浦井香保里
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９５号
大阪府高槻市松が丘１丁目９番17号
債務者　林　恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９２２号
大阪市大正区千島２丁目４番３―940号
債務者　佐田　成子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５２号
大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１―501号
債務者　加々羅清美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５３号
大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１―501号
債務者　加々羅静子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５４号
大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１―501号
債務者　加々羅裕二
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８３号
大阪府守口市梶町３丁目26番11号
債務者　佐治　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７７号
大阪市此花区高見１―４―54―1001、住民票上の住所大阪市此花区春日出北１丁目20番８号
債務者　後藤るり子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９０４号
大阪府茨木市新郡山２―１―207、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田本町19番26号
債務者　葉室　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６９号
大阪市浪速区敷津西１丁目９番34―903号
債務者　保坂　康代
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６５号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目11番３号
債務者　奥森恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６０号
大阪府箕面市小野原東６丁目11番14号
債務者　渡邊祐三子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２１号
大阪市西成区長橋２丁目１番１―610号
債務者　福田　十三
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４６号
大阪市東淀川区小松３丁目８番９号　バビロン小松302号
債務者　池田　浩之
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４９号
大阪府豊中市岡上の町４丁目１―７　パヴィヨン豊中702、住民票上の住所大阪市西淀川区歌島４丁目８番12号
債務者　沼田　真治
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部